

平成 14 年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制度名	子育て支援短期利用事業の法定化に伴う税制上の所要の措置		
要望の内容	<p>母子家庭に対して子育て支援を行う、子育て支援短期利用事業について、社会福祉事業として位置付けた場合、他の社会福祉事業と同様の税制上の扱いとすること。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		減税見込額 (平年度)	百万円
政策の達成目標	すべての市町村で、母子家庭に対する子育て支援短期利用事業の利用が可能になる体制が整備されること		
当該要望項目以外の支援措置	予算補助事業として、子育て支援短期利用事業を実施する市町村に補助を行っている。		
担当課名	(担当課) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課		